

諮問文

島地環第 216 号
令和 4 年 12 月 26 日

島田市環境審議会
会長 平井 一之 様

島田市長 染谷 絹代

第 3 次島田市環境基本計画について（諮問）

島田市環境基本条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記について貴審議会に諮問します。

記

- 1 諮問事項
第 3 次島田市環境基本計画素案

答申文

令和 5 年 3 月 10 日

島田市長 染谷 絹代 様

島田市環境審議会
会長 平井 一之

第 3 次島田市環境基本計画について（答申）

令和 4 年 12 月 26 日付け島地環第 216 号にて諮問のありました第 3 次島田市環境基本計画について、当審議会において慎重なる審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、下記について特段のご配慮を願います。

記

- 1 計画の推進に当たっては、多様な手段を用いて広く計画の周知に努め、市民・事業者・行政はそれぞれの役割分担のもとに主体的に取り組むとともに、連携・協働し合い、一体となって取り組むこと。
- 2 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること。
また、市民・事業者の模範となるよう、率先して環境施策に取り組むこと。
- 3 近年の環境問題に関する社会情勢の変化の速さを踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。